千葉市地方税関係行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成２０年千葉市条例第４号。以下「条例」という。）及び千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成２０年千葉市規則第２１号。以下「規則」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等のうち市税に係るものの適用範囲及びこれらについて電子情報処理組織を使用して行わせる場合における手続等の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）電子証明書　規則第２条第１項第２号に規定する電子証明書で、次のアからウのいずれかに該当するものをいう。

ア　商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１２条の２第１項及び第３項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの

イ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に基づき都道府県知事が作成したもの

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として市長が定めるもの

（２）電子署名付与等　電子情報処理組織を使用して届出又は申請等を行う情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する手続をいう。

（３）地方税共同機構　地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「システム」という。）を設置し、管理をするため、法第９章の規定により設置された組織をいう。

（４）識別符号　システムの利用者を特定するためシステムの利用者に付与する符号をいう。
（５）暗証符号　システムの利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的としてシステムの利用者に付与する符号をいう。
（６）参加団体　地方税共同機構を構成する都道府県及び市町村をいう。
（７）ポータルセンタ　システムが提供する地方税に係る申請等を一括して受け付けるため、参加団体が共同して管理及び運営を行うサービス拠点をいう。

２　前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

（手続等の範囲）

第３条　条例第３条第１項及び規則第４条の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等の範囲は、別表第１に掲げる申請等とする。

（処分通知等の範囲）

第３条の２　条例第４条第１項及び規則第５条の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等の範囲は、別表第２に掲げるもの及び法第７４７条の４第１項に規定する特定書面等地方税関係通知とする。

（電子情報処理組織等の指定）

第４条　前条の規定による申請等及び処分通知等に利用する電子情報処理組織は、地方税共同機構が設置し、及び管理するシステムとする。

２　地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第１０条第４項の規定による読替後の総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号。以下「オンライン化通則省令」という。）第４条第１項に基づき指定する電子計算機は、地方税共同機構が使用し、及び管理する電子計算機とする。

３　地方税法施行規則第２条第３項、第２条の５の２第３項、第９条の３の３、第１０条第３項、第１４条第３項及び第２４条の２９第２項に基づき指定する電子計算機は、地方税共同機構が使用し、及び管理

する電子計算機とする。

（行政機関等の指定する方法）

第５条　オンライン化通則省令第４条第２項ただし書きに規定する行政機関等の指定する方法は、申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和２６年法律第２３７号。以下同じ。）第２条第１項第２号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者（以下「税理士等」という。）が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

（事前届出）

第６条　電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、システムを利用し、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない

（１）氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）情報通信の技術を利用する手続等の範囲

（３）前２号に掲げるものほか、情報通信の技術を利用する方法による行政手続等に必要と認められる事項

２　市長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

３　前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、システムで利用できる標準仕様に基づくものとする。

４　第２項の規定に関らず、第１項の届出をした者が既に本市において識別符号及び暗証符号の通知を受け、又は本市以外の参加団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。

５　第１項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じることとなり、又は電子証明書の更新を行ったときは、第２項の入出力用プログラムから送信することにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

６　第１項の届出及び前項の届出（第１項第１号に掲げる事項の変更及び電子証明書の更新に伴う変更の届出に限る。）を行う者は、当該届出の情報に電子署名付与等を行い送信することにより、当該届出を行わなければならない。ただし、前条の規定により、税理士等が当該届出をする場合は、当該届出の情報に申請等を行おうとする者に係る電子署名付与等については、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第７条　電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、前条第２項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、システムと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令又は条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名付与等を行い送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、第５条の規定により、税理士等が当該届出をする場合は、当該届出の情報に申請等を行おうとする者に係る電子署名付与等については、この限りでない。

２　前項の申請等が行われる場合において、市長は、当該申請等につき規定した法令又は条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

３　第１項の申請等が行われる場合において、添付書面等が登記簿の謄本又は抄本であるときは、市長がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成１１年法律第２２６号）第２条第１項に規定する登記情報の送信を同法第３条第１項の規定による指定を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第８条　条例第３条第４項並びに規則第４条第２項及び第３項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等を行う場合における税理

士法第３０条、第３３条第１項及び第２項並びに第３３条の２第３項の規定に基づく書面等の提出、署名押印等については、オンライン化通則省令第８条第１項で規定する電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために、必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されたものに限る。）を当該申請等に併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

（申請等の受理）

第９条　第６条第１項及び第５項の届出、第７条第１項の申請等並びに同条第２項及び第３項の提出に係る条例第３条第３項の規定の適用については、ポータルセンタの電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に本市に到達したものとみなす。

（手続の細目）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年1月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年1月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年1月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

番号	申請等の種類	根拠条文等
1	給与支払報告	法第３１７条の６第１項、第３項及び第５項の規定による書類の提出
2	特別徴収異動届出書	法第３１７条の６第２項及び第３２１条の５第３項の規定による書類の提出
3	特別徴収切替届出書	個人の市民税に係る徴収を普通徴収の方法から給与所得に係る特別徴収の方法に変更する届出書（特別徴収切替届出書）の提出
4	公的年金等支払報告	法第３１７条の６第４項及び第６項の規定による書類の提出
5	特別徴収対象者情報の通知	法第３２１条の７の３の規定による通知
6	特別徴収税額の通知	法第３２１条の７の５第１項の規定による年金保険者に対する通知（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）
7	特別徴収税額通知の処理結果通知	法第３２１条の７の５第１項の規定による年金保険者に対する通知により対象者を確定させる通知
8	特別徴収停止通知	法第３２１条の７の７第２項の規定による年金保険者に対する通知（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）
9	特別徴収税額等変更通知	地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第４８条の９の１４第２項、第４８条の９の１５第２項及び第７項の規定による年金保険者に対する通知

１０	年金特徴結果通知、特別徴収停止の処理結果通知及び特別徴収税額等変更の処理結果通知	公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収の処理結果、停止結果及び変更結果に係る通知
１１	退職所得の申告	法第３２８条の７第１項の規定による申告書の提出
１２	退職所得者の特別徴収票の提出	法第３２８条の１４の規定による書類の提出
１３	法人市民税の申告	法第３２１条の８第１項、第２項、第４項、第１９項、第２１項から第２３項の規定による申告書の提出
１４		法第３２１条の１３第１項の規定による書類の提出
１５		千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号。以下「市税条例」という。）第１５条第３項の規定による書類の提出
１６	償却資産の申告	法第３８３条の規定による申告書の提出
１７	事業所税の申告	法第７０１条の４６第１項の規定による申告書の提出
１８		法第７０１条の４７第１項の規定による申告書の提出
１９		法第７０１条の４９第１項及び第２項の規定による申告書の提出
２０		市税条例第４４条の２の規定による申告書の提出

２１		市税条例第４４条の３第１項の規定による申告書の提出
２２	事業所用家屋の貸付申告	市税条例第４４条の３第２項及び第３項の規定による各項の規定の申告書の提出
２３	税務代理における書面の提出等	税理士法第３０条の規定による書面の提出
２４		税理士法第３３条の２第１項又は第２項の規定による書面の添付

別表第２（第４条関係）

番号	処分通知等の種類	根拠条文等
１	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定通知（特別徴収義務者用）	法第３２１条の４第１項、第７項及び第８項による決定通知書の送付